

# 福岡県公報

令和五年三月十七日  
第三百八十二号  
増刊  
①

## 目次

告示 (第百六十二号・第百六十三号)

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計管理局会計課) ……………一

○ 福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部を改正する告示 (水田農業振興課) ……………一

### 人事委員会

○ 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) ……………一

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三

○ 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三

### 海区漁業調整委員会

○ 海区漁業調整委員会公聴会規程の一部を改正する告示 (漁業管理課) ……………四

## 告示

福岡県告示第百六十二号

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月十七日

一の表収納代理金融機関名の欄中「三井住友信託銀行」を削る。

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第百六十三号

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程(昭和三十二年三月福岡県告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中

「 株式会社 〇〇 〇〇 〇〇 」を

「 (その他の団体の名称及び代表者氏名) 」

「 株式会社 〇〇 〇〇 〇〇 」を

「 (その他の団体の名称及び代表者氏名) 」に改める。

(記号並記又は略名)

様式第四号中「〇〇」を削る。

### 附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

## 人事委員会

福岡県人事委員会訓令第一号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月十七日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の部第七項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 第四条第一項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長を承認すること。

別表第一任用課の部第七項に次の一号を加える。

3 第九条第二項又は第四項の規定により、異動期間の延長を承認すること。

別表第一任用課の部第八項第二号中「第五条」を「第十条」に、「及び再任用」を「異動期間の延長及び定年前再任用」に改める。

別表第一任用課の部第九項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

1 第二条の規定により、施行を決定した採用試験のうち、警察官採用試験の実施の延期を行う場合の試験日程等を決定すること。

別表第一給与公平課の部第一項第一号及び第十二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第十三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第一給与公平課の部第二十一項第十五号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

別表第一給与公平課の部第二十二項中第三十三号を第三十四号とし、第三十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

30 附則第七項の規定により、県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項又は学校職員給与条例付則第三十五項の規定が適用され給料月額が異動することとなった職員に対するその旨の通知方法を定めること。

別表第一給与公平課の部第二十三項に次の三号を加える。

6 別表第三の規定により、「人事委員会が特に認める職」を定めること。

7 別表第三の規定により、「人事委員会が認める職」を定めること。

8 別表第三の備考第三項の規定により、別表第一に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情がある職を認めること。また、その職を占める職員の手当額を別に定めること。

別表第一給与公平課の部第二十四項に次の一号を加える。

10 附則別表の備考第五項の規定により、「別に定めるところ」を定めること。

別表第一給与公平課の部中第四十三項を第四十四項とし、第四十二項を第四十三項と

し、第四十一項の次に次の一項を加える。

四十二 県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料に関する規則（令和五年福岡県人事委員会規則第十五号）に基づく次の事務

1 第三条第一項第一号ニの規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」を定めること。

2 第三条第二項第一号ニの規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」を定めること。

3 第四条第一項第四号の規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

4 第四条第四項の規定により、「人事委員会の定める日」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

5 第六条第一項第二号の規定により、「人事委員会が定めるもの」を定めること。

6 第六条第一項第四号の規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

7 第六条第四項の規定により、「人事委員会の定める日」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

8 第七条第四項の規定により、「人事委員会の定める日」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

9 第七条第四項第四号の規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」を定めること。

10 第八条第四項の規定により、「人事委員会の定める日」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

11 第八条第四項第二号の規定により、「人事委員会が定めるもの」を定めること。

12 第八条第四項第四号の規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」を定めること。

13 第九条第一項の規定により、「人事委員会が定めるもの」を定めること。

14 第九条第四項の規定により、「人事委員会の定める日」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

15 第九条第四項第五号の規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」を定めること。

16 第十条第四項の規定により、「人事委員会の定める日」及び「人事委員会の定める額」を定めること。

17 第十条第四項第五号の規定により、「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」を定めること。

18 第十一条の規定により、この規則により難しい場合の別段の取扱いを承認すること。

19 第十二条の規定により、県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料の支給に関し必要な事項について定めること。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月十七日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十九号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

例の施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則（昭和六十三年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（県職員給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与）

4 一般の派遣職員が県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項又は学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、当該職員となつた日を派遣の期間の初日の前日とみなして、第三条第一項から第五項までの規定の例により、給与の支給割合を決定し、又は給与を支給しないものとする。

5 前項の規定により、給与の支給割合を決定し、又は給与を支給しないものとした場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日」とあるのは「県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項又は学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員となつた日（以下「特定日」という。）」と、「派遣の日」とあるのは「特定日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第五項の規定により読み替えられた第一項」と、「派遣の日の前日」とあるのは「特定日」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第五項の規定により読み替えられた前項」と、同条第六項中「派遣の日」とあるのは「特定日」と、「前五項」とあるのは「第三項並びに附則第五項の規定により読み替えられた第一項、第二項及び前二項」と、同条第七項

中「第一項又は前項」とあるのは「附則第五項の規定により読み替えられた第一項又は前項」と、同条第八項中「第一項、第六項及び前項」とあるのは「附則第五項の規定により読み替えられた第一項、第六項及び前項」とする。

6 前二項の規定により、給与の支給割合を決定し、又は給与を支給しないこととなつた場合には、当該職員にその旨を通知するものとする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月十七日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益社団法人福岡県雇用対策協会」を「公益社団法人福岡県雇用対策協会」に

「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人救急振興財団」に

改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県有明海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第一号

海区漁業調整委員会公聴会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十七日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 半田 亮司

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 江口 猛

海区漁業調整委員会公聴会規程の一部を改正する告示

筑前海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会公聴会規程

平成十二年

福岡県有明海区漁業調整委員会

告示

福岡県豊前海区漁業調整委員会

第一号 の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第五条第二項中「市町村役場」を「関係市町村」に改める。

第十三条中「署名」の下に「又は記名」を加える。

附 則

この告示は、令和五年三月十七日から施行する。